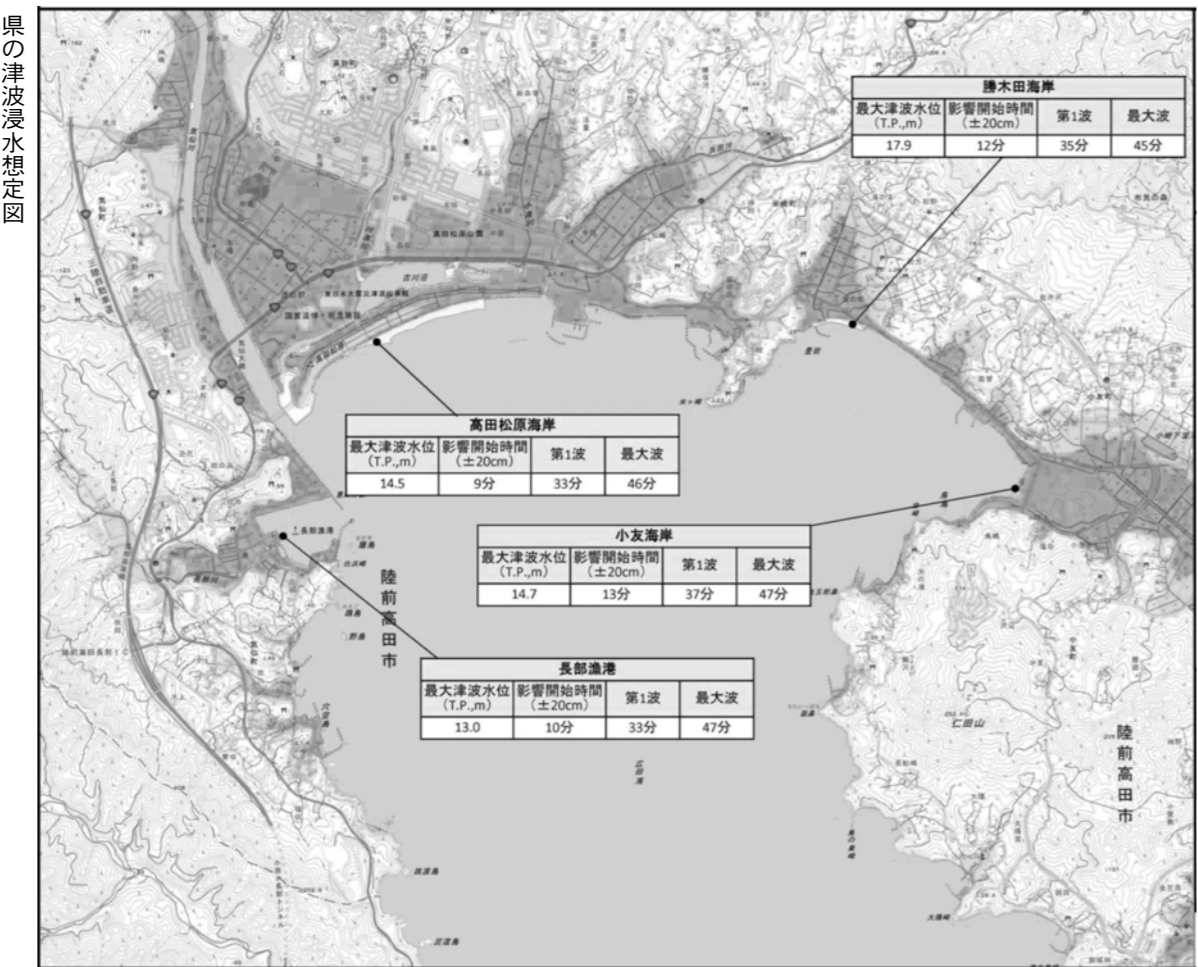


1 津波浸水想定について

1-1 国（内閣府）と県の浸水想定の違い



県の津波浸水新想定を調査

復興対策特別委員会

中村防災課長が説明

復興対策特別委員会（大坂俊委員長、委員17人）は、6月17日、市議会委員会室で、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく最大クラスの津波浸水想定について調査しました。先ごろ、県が新たに公表した浸水想定について、本市の中村吉雄防災課長から公表資料に基づいた説明を受けました。

要条件下で防潮堤の越水が前提

津波防災地域づくりに関する法律は「なんとしても人命を守る」を基本理念に平成23年12月14日に交付、平成24年6月12日に施行されました。最大クラスの津波を想定し、悪条件下での浸水域や水深を設定し、防潮堤を越えた場合は防潮堤が機能しないという前提条件とすることで、県は、自然状況や土地利用状況などを基礎調査し、L2

津波（最大クラスの津波）に対して「地震による建造物の沈下・破壊の有無」「津波越流時における構造物破壊の有無」の二つの条件下で浸水域と浸水深を設定し、津波浸水想定図として公表しました。また、津波浸水想定については、国（内閣府）との想定に違いがあり、国の浸水想定は、日本海溝・千島海溝モデルの浸水域分布の公表でした。県はそれに加え、過去に県内で発生した「明治三陸」「昭和三陸」「東日本大震災」の最大クラスの津波も検討対象に追加し、包括した津波浸水想定としたこととしました。今後については、県による住民説明会後、本年8月公表予定の被害想定に基づいたハザードマップを作成し、避難対策などを再検討し、地域防災計画を見直す予定にあることと公表された県の浸水想定に



県公表の津波浸水想定について調査した復興特

よると、新しい市役所の敷地の一部ですが、最大24cmの浸水となることとあり、改めて防災減災の意識を高くし、災害に備えることの重要性を認識させられた調査となりました。（大坂俊委員長）